

Ⅳ マンション管理に関する支援

マンション計画修繕調査費助成制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内のマンションが、大規模修繕の計画的な実施や長期修繕計画を作成するために、共用部分の建物（配線等電気関係を含む）及び設備（給排水）の調査を実施する際、調査費の一部を助成します。調査前の申請が必要です。

●対象費

共用部分の建物調査費（電気関係を含む）及び給排水調査費

●対象者

- ・分譲マンションの管理組合
- ・賃貸マンションを所有する個人または法人（社宅、寮及び公的住宅は除く）

●助成金額

下記の①・②または助成限度額のいずれか少ない額

①助成金額＝調査費（消費税を除く）×住宅専用面積／（住宅以外の専用面積＋住宅専用面積）×1／3

②助成金額＝調査費（消費税を除く）×住戸数／全戸数×1／3

※助成限度額

| 調査項目 | 住宅戸数 | 助成限度額 |
|-------|----------|-------|
| 建物調査 | 50戸以下 | 30万円 |
| | 51戸～100戸 | 44万円 |
| | 101戸以上 | 67万円 |
| 給排水調査 | 100戸以下 | 19万円 |
| | 101戸以上 | 29万円 |



マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内のマンションの共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に費用の一部を助成します。延べ面積の1/2以上が居住用のマンションが対象です。工事着手前の図面確認・申請が必要です。

●対象工事

マンションの共用部分、または敷地内における下記のバリアフリー化工事

- ①段差の解消(スロープの設置)
- ②手すりの取付(廊下・階段・エレベーター内等)

※工事は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に準じる内容となること

●対象者

- ・分譲マンションの管理組合
- ・賃貸マンションを所有する個人(社宅、寮及び公的住宅は除く)

●助成金額

バリアフリー化工事に要した費用(消費税を除く)の1/3以内、上限50万円

マンションよろず相談室

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションの日常生活におけるトラブル・管理・維持・修繕についての相談に弁護士または一級建築士が対応します。(年6回開催)

●対象者

分譲マンションまたは賃貸マンションの所有者

●定員

各回 弁護士3組・一級建築士3組(先着順・1組あたり45分程度)

●申込方法

住宅課窓口・電話による事前予約制

※詳細は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区のホームページでお知らせします。

マンションセミナー

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションの運営に必要な情報等を動画形式で情報提供します。(年1回公開)

●対象者

分譲マンションの所有者または賃貸マンションの所有者

●視聴方法

台東区のYoutubeチャンネルにて配信。区のホームページに動画へのリンクを貼っていますので、そちらからご覧ください。

(上記の二次元コードからアクセスできます)

マンショングループ相談会

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



A～Cのテーマ別のグループに分かれて相談員に相談し、参加者同士お互いの相談を参考にしたり、意見交換を行います。(年1回開催)

●対象者

分譲マンションの所有者

●テーマ別グループ

| | 主な内容 | 相談員 |
|---|------------------------------|----------|
| A | マンションの日常生活上のトラブル | 弁護士 |
| B | 管理組合運営・管理業務(総会、理事会、管理会社との関係) | マンション管理士 |
| C | 日常の維持管理、大規模修繕、劣化診断(建物調査) | 一級建築士 |

●申込方法

住宅課窓口・電話・ホームページの入力フォームによる事前申込制

※詳細は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区のホームページでお知らせします。



マンション管理・修繕相談員派遣制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションの日常の維持管理や修繕に関して、専門的知識を有する相談員（1回につき弁護士、マンション管理士、一級建築士のうち、いずれか1人）をマンションの管理組合等（理事会・勉強会等）に派遣します。

ご利用される3週間前までに区に申請してください。

●対象者

分譲マンションの管理組合または賃貸マンションを所有する個人

●相談内容

- ・管理組合の運営に関すること（総会、理事会、管理規約等）
- ・日常生活のトラブルに関すること（騒音、生活マナー等）
- ・財務・会計に関すること（修繕積立金、管理費、滞納等） など

●派遣回数・費用

同一マンションにつき年4回（各回2時間）まで無料

※資料代や会場代等をご負担ください。

マンション理事長等連絡会

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内の分譲マンションの管理組合間の情報交換や交流をはじめ、区等が実施する住宅関連施策の情報提供を行うことにより、マンションの適切な維持管理や日常生活上のトラブル、管理組合運営等に関して支援を行います。（年1回開催）

●対象者

分譲マンションの管理組合の理事長等

※参加希望の場合は、マンション管理組合理事長の事前登録が必要です。

※詳細は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区のホームページでお知らせします。

マンション管理組合登録制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内の分譲マンションの基礎的データや管理状況等の情報を区に登録していただき、マンションの適切な維持管理や改修、建替え等に関する情報提供を行います。また、一部の助成制度では、本制度に登録されていることが要件となります。登録には「マンション管理組合登録届出書」の提出が必要です。詳しくは区のホームページをご覧ください。

マンション管理計画認定制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして区が認定を行います。認定を取得することで、マンションの市場評価の向上、管理の適正化の推進等の効果が見込まれます。詳しくは区のホームページをご確認ください。

たいとうマンション通信(メールマガジン)

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションセミナーや相談会の開催案内、区のマンション施策等を発信するとともに、マンション管理に役立つ情報を広く提供します。区のホームページからご登録ください。

マンション耐震改修工事等助成制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内のマンションが、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を助成します。

●対象マンション(以下すべてに該当すること)

- ・非木造の耐火または準耐火建築物で、住戸面積の合計が延べ面積の1/2を超える
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている など

●対象者

- ・分譲マンションの管理組合または管理組合法人(耐震アドバイザー派遣を除き、耐震改修工事等実施について、総会決議により承認を得ていること)
- ・賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者

●助成金額

①耐震アドバイザー派遣

1回の派遣につき、2万円を限度とする。(同一マンションにつき5回まで)

②耐震診断、補強設計、耐震改修工事

助成対象費用の1/2(助成対象費用及び助成金額は面積に応じて限度額あり)

マンション耐震改修工事に伴う利子補給制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内の旧耐震マンションの耐震改修を促進するために、耐震改修工事に要する費用の融資を受ける場合、利子の一部を補給します。※区が直接融資するものではありません。融資の可否は、取扱金融機関が審査の上決定しますので、融資を受けられないことがあります。

●対象マンション(以下すべてに該当すること)

- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲または賃貸のマンション
- ・非木造の準耐火建築物である分譲マンション、あるいは非木造の耐火または準耐火建築物である賃貸マンション
- ・マンション耐震改修工事等助成制度の耐震改修工事助成を受けている
- ・独立行政法人住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用する など

●対象者

- ・分譲マンションの管理組合または管理組合法人
- ・賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者

●利子補給

最大利子補給率：1.0%、利子補給期間：7年、対象融資限度額：5千万円

集合住宅防災資器材購入費助成制度

問合せ 危機・災害対策課 ☎ 03-5246-1093



集合住宅を含めた地域全体の一体的な災害対応力をより一層向上させるため、集合住宅の管理組合等が自主的に購入する防災資器材費用の一部を助成します。購入前の申請が必要です。

●対象者

集合住宅管理組合等(総戸数10戸以上)

●助成要件

- ・管理組合等が町会に加入している
- ・新耐震基準を満たしている
- ・マンション管理組合登録制度(P21)に登録している
- ・過去10年以内に本事業による補助金の交付を受けていない など

●対象資器材

エレベーターチェア、スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ、リヤカー、AED、発電機、災害時用トイレ など

※食料品、飲料水は助成対象外

●助成金額

防災資器材購入費用の1/2、または助成限度額のいずれか少ない額

※助成限度額

| 総戸数 | 助成限度額 |
|-------------|-------|
| 10戸以上50戸未満 | 15万円 |
| 50戸以上100戸未満 | 30万円 |
| 100戸以上 | 45万円 |

集合住宅防災ハンドブック

問合せ 危機・災害対策課 ☎ 03-5246-1092



地震や風水害に対する日頃の備えや自主防災組織の立ち上げ方法等について、集合住宅に特化した内容を掲載しています。

●配布場所

区役所10階危機・災害対策課、各区民事務所・区民事務所分室及び地区センター、生涯学習センター

共同住宅(マンション)向け省エネコンサルタント派遣

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



区内の共同住宅の管理組合等へ、設備の運用改善や改修等をアドバイスする、省エネコンサルタントを無料で派遣します。また、現況調査により共同住宅ごとに省エネ提案書も作成し、結果報告します。

●対象

区内の共同住宅(主に管理組合)

●派遣の流れ

申請⇒(約2週間後)現況調査⇒(約3週間後)省エネ提案書を用いて結果報告

※その他、希望される場合は、管理組合の総会における事前説明会、及び総会において省エネ提案内容の説明・実施に向けてのアドバイスも行います



町会活動に参加してみませんか？

区では町会活動への参加をおすすめしています。

町会は、地域の清掃やパトロール、防災訓練、イベント等、さまざまな活動を行っています。

このような日頃の活動を通じ、近所の方と顔の見えるお付き合いをすることで、災害発生時等の“いざ”という時に、お互いに助け合うことができます。

地域や近隣の方々とのつながりを深め、一緒に地域を盛り上げていきませんか？

詳しくは区民課(☎03-5246-1122)へお問い合わせください。

マンション省エネガイドブック

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281

マンションの主に共用部でできる省エネ対策を記載したガイドブックです。省エネ対策のほか、管理組合における合意形成の仕方等も掲載していますので、是非ご活用ください。
環境課での配布のほか、区のホームページでも閲覧することができます。

東京都マンションポータルサイト

問合せ 東京都住宅政策本部 民間住宅部マンション課
☎ 03-5320-5004



マンションの適正な管理及び老朽化したマンションの再生についての情報を発信しています。

- マンション管理に関すること
分譲マンションの修繕への助成やマンション管理アドバイザー制度など
- マンション耐震化に関すること
マンション耐震セミナーの開催など
- 建替、改修、敷地売却に関すること

詳しくは、東京都のホームページをご覧ください。

分譲マンション総合相談窓口

問合せ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
☎ 03-6427-4900



マンションの管理、建替えや改修に関する相談窓口です。詳しくは、東京都のホームページをご覧ください。

